

電気通信大学レーザー新世代研究センター長選考規程

平成11年 4月 1日

改正

平成16年 4月 1日

平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学レーザー新世代研究センター規程第4条第4項の規定に基づき、電気通信大学レーザー新世代研究センター長(以下「センター長」という。)の選考について定めるものとする。

(選考方法)

第2条 センター長は、電気通信大学レーザー新世代研究センター長選考委員会(以下「選考委員会」という。)の議を経て、学長が選考する。

(選考委員会)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター専任の教授

(2) 本学専任の教授6人

2 前項に掲げる者がセンター長である場合は、委員から除くものとする。

3 第1項第2号の委員は、学長が委嘱する。

4 選考委員会に委員長を置き、委員の互選による。

(選出)

第4条 選考委員会は、次の各号に掲げる場合は、センター長候補者を選出しなければならない。

(1) センター長の任期が満了するとき。

(2) センター長の辞任が認められたとき。

(3) センター長が欠員になったとき。

(センター長の意見陳述)

第5条 センター長は、委員長の要請に応じ委員会に出席し、意見を述べることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。